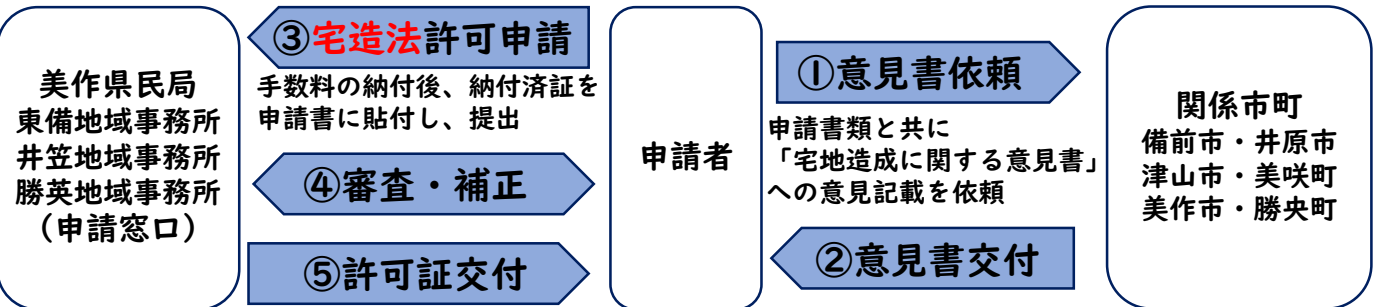


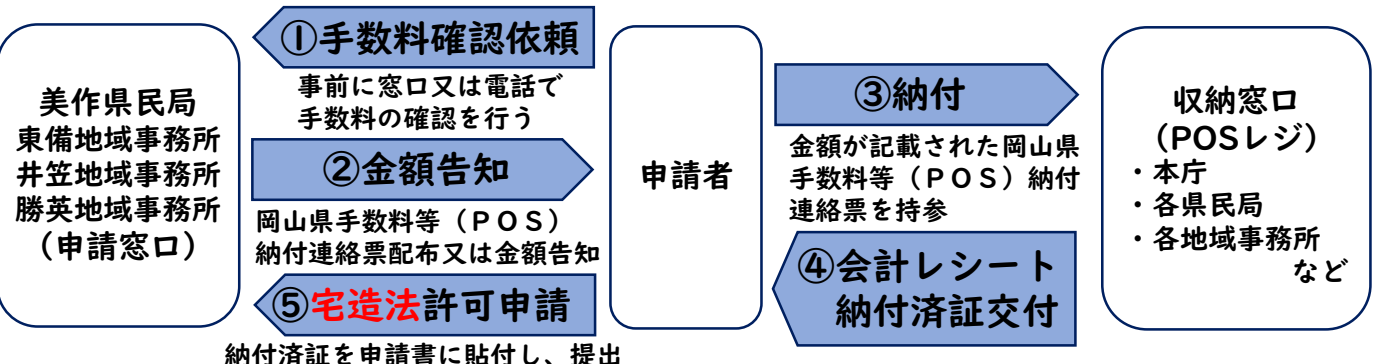
令和5年10月1日から

宅造法の手続きの流れ・手数料の納付方法が変わりました**宅造法**の手続きの流れ

※所管の県民局・地域事務所の申請窓口へ申請してください。

※当初許可申請以外の手続きについては、運用の手引(P49のフロー図等)で確認をお願いします。

手数料の納付方法の手順



※手数料の納付は県収納窓口のみです。市町村では支払いはできません。

岡山県手数料等(POS)納付連絡票

コード	290000000967	サンプル
手続名称	宅地造成に関する工事の許可申請手数料	
略称	宅地造成に関する工事の許可申請手数料	
単価		
数量		
金額		

確認欄

■手数料等の納付の流れ

- ①左記用紙は、申請等の内容に合わせた手数料等を納付いただくためのPOSレジ用のバーコードを付設した「岡山県手数料等(POS)納付連絡票」です。
- ②本連絡票を収納専用窓口に持参の上、手数料を納付してください。
- ③収納専用窓口で手数料等を納付されましたら、納付済証(シールラベル)を受け取り、申請書類に貼付の上、申請窓口へ提出してください。

未使用証紙の還付(買取)は、令和10年(2028年)9月末まで行います。還付方法などは順次出納局会計課ホームページでご案内します。 <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/73/>

○宅造法申請窓口・手数料確認窓口

- ・東備地域事務所地域管理課 (担当エリア: 備前市) TEL: 0869-92-5170
- ・井笠地域事務所地域管理課 (担当エリア: 井原市) TEL: 0865-69-1634
- ・美作県民局管理課 (担当エリア: 津山市、美咲町) TEL: 0868-23-1437
- ・勝英地域事務所地域管理課 (担当エリア: 美作市、勝央町) TEL: 0868-73-4061

宅造法の手続きの流れ・運用の手引・申請様式や手数料一覧・納付連絡票等は建築指導課ホームページで確認・取得できます。 <https://www.pref.okayama.jp/page/419758.html>